（教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症に関する特例） 8　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、旧課程を有する大学、旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関又は旧法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関が、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、令和二年度にこの省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目のうち第二欄に掲げる科目の授業の全部又は一部を実施できなかつたことにより、旧法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者が当該第二欄に掲げる科目の単位を修得できないときは、当該第二欄に掲げる科目の単位については、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目のうち第三欄に掲げる科目の単位をもつてあてることができる。	**附　則** ［項を加える。］

第一欄	第二欄	第三欄
幼稚園教諭	教職に関する科目（教育実習に限る。）	教科に関する科目 教職に関する科目（教育実習を除く。） 教科又は教職に関する科目
小学校教諭	教職に関する科目（教育実習に限る。）	教科に関する科目 教職に関する科目（教育実習を除く。） 教科又は教職に関する科目
中学校教諭	教職に関する科目（教育実習に限る。）	教科に関する科目 教職に関する科目（教育実習を除く。） 教科又は教職に関する科目
高等学校教諭	教職に関する科目（教育実習に限る。）	教科に関する科目 教職に関する科目（教育実習を除く。） 教科又は教職に関する科目